

特例名

先端設備等に係る固定資産税（償却資産）の特例措置②

根拠法令（地税法）	○附則 15 条 4 4 項			
対象となる資産	資本金 1 億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）			
対象となる資産	認定経営革新支援機関の認定を受けた投資利益率 5 % 以上の投資計画に記載された以下の設備			
	資産の種類	取得価格の条件	その他の条件	
	機械装置	160万円以上	生産・販売活動等の用に直接供されるものであるもの、また中古資産ではないこと。	
	測定工具及び検査器具	30万円以上		
	器具備品	30万円以上		
	建物付属設備	60万円以上		
特例の内容	賃上げの表明	取得時期	特例適用期間	軽減割合
	無	R5.4.1～R7.3.31	3 年	1/2
	有	R5.4.1～R6.3.31	5 年	1/3
	有	R6.4.1～R7.3.31	4 年	1/3
特例適用確認方法 確認書類等	○「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写し ○「先端設備導入計画に係る認定書」（商工観光課発行）の写し ○認定経営革新等支援機関から発行される「先端設備等導入計画の事前確認書」及び「投資計画に関する確認書」 ● 3 分の 1 軽減の適用を受ける（賃上げ方針を表明する）場合は、上記の書類に加えて「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」を添付すること。			
参考	○中小企業庁 経営サポート「先端設備等導入制度による支援」 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html			